

第 732 回神奈川県漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 4 月 22 日 (木) 13 時 51 分～15 時 19 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 1 会議室」

議題

- 1 会長、副会長の互選について (資料 1)

- 2 海区漁業調整委員会の規程、運営等について (別冊資料：神奈川県漁業調整委員会諸規程集)

- 3 諮問事項
 - (1) なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について (資料 2)
 - (2) 移動式刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について (資料 3)
 - (3) 小型機船底びき網漁業 (手繰第 3 種漁業) に係る制限措置の制定及び申請期間について (資料 4)
 - (4) さより機船船びき網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について (資料 5)

- 4 報告事項
 - (1) しらす船びき網漁業の操業区域の変更について (資料 6)

- 5 その他
 - (1) 相模湾及び東京湾における中型まき網に係る相互入会協定等の更新について (資料 7)
 - (2) 令和 3 年度県水産課予算の概要について (資料 8)
 - (3) 令和 3 年 5 月、6 月及び 7 月の開催日程について
 - (4) その他

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鶴飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・県水産課 田島 GL、小川 GL、相澤副技幹、原田主査、中川技師、後藤技師

議 事

水) 小川 GL

ただいまから、第 732 回神奈川海区漁業調整委員会を開催いたします。私は水産課の小川です。よろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、委員 15 名中 14 名が出席されています。

漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしていますので、本委員会は成立しています。

なお、席順は、県議会に同意をいただく際の議案順でもある、地区順とさせていただきます。御了承をお願いいたします。

ここで、滝口水産課長より、委員の皆様を御紹介させていただきます。

水) 滝口課長

【順次委員を紹介】

水) 滝口課長

【順次職員を紹介】

水) 小川 GL

それでは職員の紹介が終わりましたので、議事に入りたいと思います。

まず、仮議長でございますが、前例により県が行うこととし、滝口水産課長が、会長・副会長が決まるまでの間、仮議長を務めることとしたいと思います。いかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

水) 小川 GL

それでは滝口水産課長、よろしくお願いいたします。

仮 議 長

会長、副会長が決まるまで、暫時、仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名人でございますが、神奈川海区漁業調整委員会の会議等に関する規程により、議長から指名させていただくことになっています。

議事録署名人は、慣例により、五十音順でお願いしているようですので、本日は、青木勇委員と、青木勝海委員にお願いしたいと思います。

青木勇委員、青木勝海委員よろしいでしょうか。

両 委 員

(了 承)

仮 議 長

それでは、1の「会長、副会長の互選について」を議題といたします。

会長、副会長の互選に関する規定と、参考までに、過去の選出方法について、説明をお願いします。

水) 小川 GL

【資料1に基づき説明】

仮 議 長

過去の例では、漁業者委員から3名の選考委員、学識経験・中立委員から2名の選考委員、合わせまして5名の委員で構成する選考委員会で会長及び副会長2名の選考を行っていただき、その後、当委員会で決定をしていたということですが、今回もこの方法でいかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

仮議長

異議なしというお言葉がありました。

それでは選考委員をまず決めていただきます。

漁業者委員の皆様はこの会議室で、学識経験・中立委員の皆様は別室に御案内いたしますので、そちらで御協議をお願いいたします。

それぞれ、漁業者委員の中から3名、学識経験・中立委員の中から2名を選考委員としてお選びください。

選考委員の方々には、その後に開かれます選考委員会で、自薦、他薦を含めどなたを会長、副会長として推すのかも話し合ってくださいこととなります。

何か御質問ございますでしょうか。

委員一同

(了 承)

仮議長

それでは、学識経験・中立委員の皆様は別室に移動していただきます。

事務局は委員の方々の誘導をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

(別室にて選考)

仮議長

それでは議事を再開いたします。

選考委員を発表していただきます。

まず漁業者委員から御報告をお願いいたします。

宮川委員

選考委員は、小菅委員と宮川委員と青木勝海委員となります。

仮議長

選考委員として、小菅委員、宮川委員、青木勝海委員との御報告がありました。

次に、学識経験・中立委員から御報告をお願いいたします。

鵜飼委員

玉置委員と私、鵜飼の2名です。

仮議長

学識経験・中立委員からは玉置委員と鵜飼委員ということです。

それではただいま報告のありました選考委員の方々に、会長及び副会長2名の選考をお願いいたします。

なお、副会長2名が決まりましたら、会長の代理職の順位も定めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは選考委員の方は、別室にお移りいただきたいと思っております。

事務局は誘導をお願いします。

再び暫時休憩といたします。

(別室にて選考)

仮議長

議事を再開いたします。

選考結果を御報告願います。

鵜飼委員	<p>それでは選考委員会の選考結果を報告させていただきます。</p> <p>まず会長に櫻本委員、第1順位の副会長に宮川委員、第2順位の副会長に福本委員、以上です。</p>
仮議長	<p>ただいま御報告のありましたとおり、会長に櫻本委員、副会長に宮川委員と福本委員、そして会長の職務を代理する者の順位は、第1順位に宮川委員、第2順位に福本委員ということですが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(了 承)</p>
仮議長	<p>異議がないということで、会長に櫻本委員、副会長に宮川委員と福本委員、そして会長の職務を代理する者の順位は、第1順位に宮川副会長、第2順位に福本副会長ということに決めます。</p> <p>それでは会長、副会長が決まりましたので、仮議長の職を辞させていただきます。御協力ありがとうございます。</p>
水) 小川 GL	<p>それでは櫻本会長、宮川副会長、福本副会長は、会長席、副会長席にお移りいただきたいと思います。</p> <p>会長、副会長が決まりましたので、これからの進行は海区委員会事務局にお願いいたします。</p>
滝口事務局長	<p>それではよろしくお願いいたします。</p> <p>まずここで、会長、副会長から就任の御挨拶をしていただきたいと思えます。</p> <p>まず櫻本会長、お願いいたします。</p>
櫻本会長	<p>会長を仰せつかりました櫻本です。</p> <p>私は大学の方で水産資源の方を専門に研究しておりましたけれども、漁業の現場とか行政のことはよく分かりませんので、皆様方に教えていただきながら議事進行等を進めていきたいと思っています。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
滝口事務局長	<p>続きまして宮川副会長お願いいたします。</p>
宮川副会長	<p>副会長に就任いたしました宮川均です。</p> <p>前日も副会長として4年間やらせていただきましたが、また2年間皆様の御協力の下、委員会を進めていきたいと思えますので、なにとぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
滝口事務局長	<p>続きまして福本副会長お願いいたします。</p>
福本副会長	<p>副会長の福本です。</p> <p>私は大楠で組合長をやりながら佐島漁業という定置網をやっています。皆様の御協力が色々必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

す。

滝口事務局長 それではこれからの会議の進め方でございますが、会議の議長につきましては、神奈川海区漁業調整委員会の会議等に関する規程により、会長が議長になることと定められていますが、議事に入ります前にしばらくの間、休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

滝口事務局長 それでは休憩に入りたいと思います。
再開は2時20分としたいと思います。
では暫時休憩に入ります。
(休 憩)
(再 開)

滝口事務局長 それではこれより委員会を再開いたします。
議長、よろしく願いいたします。

議 長
(櫻本会長) それでは委員会を再開いたします。
はじめに、議事に先立ちまして、委員会の性格や会議の運営等について、事務局から説明をお願いいたします。

事) 角田代理
議 長 【神奈川海区漁業調整委員会諸規程集に基づき説明】
ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。
特段ないようですので、議事に入りたいと思います。
本日の議題ですが、「諮問事項」が4件、「報告事項」が1件、「その他」が4件となっております。
まず、諮問事項(1)「なまこ漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」を議題とします。
資料内容等について、水産課から説明をお願いします。

水) 原田主査
議 長 【資料2に基づき説明】
この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
資源状況というのはどのような状況になっているのか、そのデータはどのように捉えたのか、教えていただけますか。

水) 原田主査 今回はなまこという単一の魚種をターゲットにしている漁法ですので、市場等のデータも利用できますけれども、組合の実態調査等のときに資源状況を伺い、場合によっては仕切り書などを見せていただいて、その上で判断しています。

鵜飼委員	ということは資源的に余裕があるということですか。
水) 原田主査	この地域につきましては、暫増中だと伺っています。
鵜飼委員	大磯二宮地区のどの辺が主漁場なのですか。
水) 原田主査	ここは赤なまこなどが多いようなのですけれども、点在する岩礁地帯ですとか、岩礁の周囲の砂底域に多いと聞いています。 ただし、港の周辺にはそれほどいないと漁業者の方から伺っています。
鵜飼委員	4ヶ統で成り立つのですね。
水) 原田主査	既に何件か許可が出ておりまして、それに加えて追加で4ヶ統ということ です。 第一種共同漁業権の対象となる生物を採捕することを目的としていますので、漁業権者である組合内の調整を経た上で、問題ないという数で許可しています。
鵜飼委員	組合内の調整はついているということですね。分かりました。
議 長	他に御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	(了 承)
議 長	それではそのように決定します。 続きまして、諮問事項(2)「移動式刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間及び許可の有効期間の短縮について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から説明をお願いいたします。
水) 後藤技師	【資料3に基づき説明】
議 長	この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようですので、諮問事項の内容どおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員一同	(了 承)
議 長	それではそのように決定します。 続いて、諮問事項(3)「小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業)に係る制限措置の制定及び申請期間について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から説明をお願いします。
水) 原田主査	【資料4に基づき説明】

議長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容どおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

(了 承)

議長

それではそのように決定いたします。

続いて、諮問事項(4)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料5に基づき説明】

議長

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

法律もそうですけれども、新しい調整規則になって、一斉更新制をとるという説明を以前伺ったのですけれども、これは魚種別にやるのですか。

水) 原田主査

先ほど諮問しましたなまこ漁業など、魚種がある程度固定されていて、それしか獲らないようなものについては魚種別になります。

他にしらすやさよりも同様です。

ただし、固定式刺し網でも、今回諮問がありました複数の魚種名を冠したのものや、小型機船底びき網のように複数の魚種を獲る予定のものは魚種別に管理することが難しいので、そういったものについては漁業種類ごとに一斉更新制として、漁業種類ごとの管理を目指すということで現在有効期間の調整をしているところです。

鵜飼委員

どこかで揃えないといけないですよね。

揃えるのは一番最初に更新した許可に揃えていくということですか。

水) 原田主査

規則に基づいて5か年やらないといけないのが大原則なので、問題ないようでしたらそのように揃えますけれども、漁業種類が異なっても同じような水産動植物を目的とする場合は、それはそれで揃えた方がよいので、そのような場合には、一番最初に更新するものにつきましても、別のものと合わせて短縮することは考えています。

ただし、現在のところ本県においてそういった漁業種類はないという判断です。

鵜飼委員

いつ一斉更新が達成されるのでしょうか。

計画のようなものはないのですか。

水) 原田主査

去年の12月1日に規則が変わっていて、それ以前に更新したものが切れるのが3年間になりますので、大方3年以内には全て切り替えが終わって一

斉更新になる予定です。

昨年度中に更新したものが最終的に更新を迎えるのが3年後になりますので、令和6年4月1日までには一斉更新制が実現できる予定になっています。

鵜飼委員

今後もこのようなものは出てくると思うのですが、その都度分からなくなってしまうので、何か表などを示していただけるとすっきり入ってくるような気がします。

よろしいですか。

水) 原田主査
議 長

分かりました。

資料の方はよろしくお願ひいたします。

他に御質問等ございませんでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容どおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

(了 承)

それではそのように決定します。

続きまして、報告事項(1)「しらす船びき網漁業の操業区域の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いします。

水) 原田主査
議 長

【資料6に基づき説明】

何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件は報告事項ということで、了承ということにさせていただきます。

続いて、その他(1)「相模湾及び東京湾における中型まき網に係る相互入会協定等の更新について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いします。

水) 原田主査
議 長

【資料7に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

これは一昨年度の千葉県との会合と関係するのですか。

小菅委員

それとは違いますよね。いわしを目的とする入漁ですものね。

この間のはタチウオで、あれはお願いしに行ったもので、それとは違うと思います。

議 長

分かりました。

他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特段ないようでしたら、この件は説明を了承することといたします。

続きまして、その他（２）「令和３年度県水産課予算の概要について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から説明をお願いします。

水) 田島 GL
議 長

【資料８に基づき説明】

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、この件は説明を了承することといたします。

最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

今日は初めてですので、あまり意見を言われなかったかもしれませんが、なんでも結構ですので、もしあればよろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは本日の議題は以上となりますので、これで閉会とします。

以上